

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年6月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

（1）件名及び数量

デジタルデバイド解消事業業務委託 一式

（2）業務の仕様等

別紙仕様書のとおり。

（3）委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

（1）施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（国の機関に係るものは賄賂、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

（4）電子機器等物品の調達実績があること。

（5）スマートフォンやタブレット等電子機器の専門的な知識や技術を有し、参加者に電子機器の操作を指導できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）を、令和7年7月2日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年7月2日（水）午後5時15分まで必着とする。

郵便番号 9 6 0 - 8 6 7 0 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号

福島県企画調整部デジタル変革課

電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 3 4

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において公告のあった日から令和 7 年 7 月 2 日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

（1）配布期間 4 に掲げる期間に同じ。

（2）配布場所 3 に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所等

（1）日時 令和 7 年 7 月 1 0 日（木）午後 1 時 3 0 分

（2）場所 福島県庁本庁舎 5 階企画調整課分室 1（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）

（3）その他 郵便による入札は不可とする。

7 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 1 0 0 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 2 4 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（2）契約保証金 落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 2 2 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

（2）入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行

った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。